

○総務省令第四十一号

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号）第三十条、第三十二条及び第三十五条の規定に基づき、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

総務大臣 石田 真敏

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則

（法第三十条第一項第二号の人口）

第一条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（以下「法」という。）第三十条第一項第二号に規定する最近の国勢調査の結果による人口は、国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によって調査した平成二十七年十月一日現在における人口とする。ただし、当該人口が官報で公示された後において地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百七十六条第一項の規定に基づいて都道府県知事が当該都道府県の人口を告示したときは、その人口とする。

（法第三十条第二項第二号イの算定方法）

第二条 法第三十条第二項第二号イに規定する当該年度において譲与すべき特別法人事業譲与税の総額の見込額として総務省令で定めるところにより算定した額は、当該年度の地方財政計画（地方交

付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第七条に規定する地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類をいう。）に記載された特別法人事業譲与税の収入見込額とする。

（譲与すべき額の算定に錯誤があつた場合の措置）

第三条 特別法人事業譲与税を都道府県に譲与した後において、その譲与額の算定に錯誤があつたため、譲与した額を増加し、又は減少する必要が生じたときは、当該錯誤があつたことを発見した日以後に到来する譲与時期のうち総務大臣が定める譲与時期において、当該都道府県に譲与すべき額に当該錯誤に係る額を加算し、又は当該譲与すべき額から当該錯誤に係る額を減額するものとする。

2 前項の場合においては、同項の譲与時期において各都道府県に譲与する額は、法第三十一条第四項の規定によつて当該譲与時期に譲与すべき額から前項の加算すべき額を減額し、及びこれに同項の減額すべき額を加算して得た額を当該譲与時期に譲与する法第三十一条第四項の譲与額として算定した各都道府県に譲与すべき額に相当する額に前項の加算すべき額を加算し、又は当該譲与すべき額に相当する額から当該減額すべき額を減額して得た額とするものとする。

附 則

（施行期日等）

第一条 この省令は、平成三十一年十月一日から施行し、平成三十二年五月の譲与時期以後に譲与す

る特別法人事業譲与税について適用する。

（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	別表（第三条関係）	<table><tr><td>〔略〕</td><td>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号） 第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十条（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二 条第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六 十一条及び第六十六条第一項において準用する場合 を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項 において準用する場合を含む。）、第二十九条第二 項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、同条 第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一 項において準用する場合を含む。）、第三十二条第 一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準 用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第三十 三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二 条（これらの規定を第六十六条第一項において準用す る場合を含む。）、第四十三条第二項及び第三項、 第五十条第一項及び第二項（これらの規定を第六十 六条第一項において準用する場合を含む。）、第五 十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これら の規定を第六十六条第一項において準用する場合を 含む。）、第五十五条第一項、第五十七条、第六十 条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六 条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定 を第八十一条第三項において準用する場合を含む。 ）、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び 第三項） 第八条、第九条及び第十一条第一項</td></tr><tr><td>〔略〕</td><td>特別法人事業税及び特別法人事業譲 与税に関する法律（平成三十一年法 律第四号）</td></tr></table>	〔略〕	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号） 第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十条（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二 条第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六 十一条及び第六十六条第一項において準用する場合 を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項 において準用する場合を含む。）、第二十九条第二 項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、同条 第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一 項において準用する場合を含む。）、第三十二条第 一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準 用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第三十 三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二 条（これらの規定を第六十六条第一項において準用す る場合を含む。）、第四十三条第二項及び第三項、 第五十条第一項及び第二項（これらの規定を第六十 六条第一項において準用する場合を含む。）、第五 十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これら の規定を第六十六条第一項において準用する場合を 含む。）、第五十五条第一項、第五十七条、第六十 条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六 条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定 を第八十一条第三項において準用する場合を含む。 ）、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び 第三項） 第八条、第九条及び第十一条第一項	〔略〕	特別法人事業税及び特別法人事業譲 与税に関する法律（平成三十一年法 律第四号）
	〔略〕	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号） 第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十条（これらの規定を第六十一条及び第六十六条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二 条第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六 十一条及び第六十六条第一項において準用する場合 を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項 において準用する場合を含む。）、第二十九条第二 項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、同条 第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一 項において準用する場合を含む。）、第三十二条第 一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準 用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第三十 三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二 条（これらの規定を第六十六条第一項において準用す る場合を含む。）、第四十三条第二項及び第三項、 第五十条第一項及び第二項（これらの規定を第六十 六条第一項において準用する場合を含む。）、第五 十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これら の規定を第六十六条第一項において準用する場合を 含む。）、第五十五条第一項、第五十七条、第六十 条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六 条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定 を第八十一条第三項において準用する場合を含む。 ）、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び 第三項） 第八条、第九条及び第十一条第一項				
〔略〕	特別法人事業税及び特別法人事業譲 与税に関する法律（平成三十一年法 律第四号）					
改正前	別表（第三条関係）	<table><tr><td>〔同上〕</td><td>行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号） 第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十 条（これらの規定を第六十一条及び第六十六条 第一項において準用する場合を含む。）、第二十二 条第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六 十一条及び第六十六条第一項において準用する場合 を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項 において準用する場合を含む。）、第二十九条第二 項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、同条 第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一 項において準用する場合を含む。）、第三十二条第 一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準 用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第三十 三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二 条（これらの規定を第六十六条第一項において準用す る場合を含む。）、第四十三条第二項及び第三項、 第五十条第一項及び第二項（これらの規定を第六十 六条第一項において準用する場合を含む。）、第五 十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これら の規定を第六十六条第一項において準用する場合を 含む。）、第五十五条第一項、第五十七条、第六十 条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六 条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定 を第八十一条第三項において準用する場合を含む。 ）、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び 第三項）</td></tr><tr><td>〔同上〕</td><td></td></tr></table>	〔同上〕	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号） 第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十 条（これらの規定を第六十一条及び第六十六条 第一項において準用する場合を含む。）、第二十二 条第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六 十一条及び第六十六条第一項において準用する場合 を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項 において準用する場合を含む。）、第二十九条第二 項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、同条 第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一 項において準用する場合を含む。）、第三十二条第 一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準 用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第三十 三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二 条（これらの規定を第六十六条第一項において準用す る場合を含む。）、第四十三条第二項及び第三項、 第五十条第一項及び第二項（これらの規定を第六十 六条第一項において準用する場合を含む。）、第五 十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これら の規定を第六十六条第一項において準用する場合を 含む。）、第五十五条第一項、第五十七条、第六十 条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六 条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定 を第八十一条第三項において準用する場合を含む。 ）、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び 第三項）	〔同上〕	
	〔同上〕	行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号） 第十四条、第十五条第三項、第十九条第一項及び第二十 条（これらの規定を第六十一条及び第六十六条 第一項において準用する場合を含む。）、第二十二 条第一項から第四項まで、第二十七条第二項（第六 十一条及び第六十六条第一項において準用する場合 を含む。）、第二十九条第一項（第六十六条第一項 において準用する場合を含む。）、第二十九条第二 項、第四項及び第五項並びに第三十条第一項、同条 第二項及び第三項（これらの規定を第六十六条第一 項において準用する場合を含む。）、第三十二条第 一項（第六十一条及び第六十六条第一項において準 用する場合を含む。）、第三十二条第二項、第三十 三条、第三十八条第一項、第四十条及び第四十二 条（これらの規定を第六十六条第一項において準用す る場合を含む。）、第四十三条第二項及び第三項、 第五十条第一項及び第二項（これらの規定を第六十 六条第一項において準用する場合を含む。）、第五 十一条第二項及び第四項並びに第五十三条（これら の規定を第六十六条第一項において準用する場合を 含む。）、第五十五条第一項、第五十七条、第六十 条第一項及び第六十三条、第七十四条、第七十六 条、第七十八条第一項及び第七十九条（これらの規定 を第八十一条第三項において準用する場合を含む。 ）、第八十二条第一項並びに第八十三条第一項及び 第三項）				
〔同上〕						

備考 表中の「」の記載は注記である。

（地方債に関する省令の一部改正）

第三条 地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
附 則 (法第三十三條の五の十の額の算定方法) 第二條の十五 法第三十三條の五の十に規定する総務省令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる都道府県の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。 一 当該年度に地方交付税法第十條第一項の規定による普通交付税の交付を受けない都道府県 当該年度の特別法人事業税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人の事業税の収入額の決算額（地方税法第一條第五号に規定する標準税率相当分に限る。以下この号において「法人事業税の決算額」という。）の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額と当該年度の地方法人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額から当該年度の特別法人事業譲与税の収入見込額（当該年度において特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律（平成三十一年法律第四号。以下この号において「特別法人事業税法」という。）第三十條第二項第二号に規定する財源超過団体がある場合には、財源超過団体にあつてはイに掲げる額とし、同項第三号に規定する財源不足団体にあつてはロに掲げる額とする。）を控除した額（以下「減収額」という。） イ 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行規則（平成三十一年総務省令第四十一号）第二條に規定する特別法人事業譲与税の収入見込額を同令第一條に規定する人口（以下この号において同じ。）で按分した額（以下この号において「特別法人事業譲与税収入見込額」という。）から特別法人事業譲与税収入見込額の百分の七十五に相当する額（当該額が当該財源超過団体に係る特別法人事業税法第三十條第二項第四号に規定する財源超過額を超える場合には、当該財源超過額とする。）を控除した額 ロ 当該財源不足団体に係る特別法人事業譲与税収入見込額に財源超過団体におけるイに規定する控除した額の合算額を各財源不足団体の人口で按分した額を加えた額 二 当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額に満たない都道府県 減収額から普通交付税の額を控除した額 三 当該年度の普通交付税の額が減収額に百分の七十五を乗じて得た額以上である都道府県 減収額に百分の二十五を乗じて得た額	附 則 〔新設〕
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（地方債に関する省令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 平成三十一年度における前条の規定による改正後の地方債に関する省令附則第二条の十五の規定の適用については、同条第一号中「乗じて得た額と当該年度の地方人特別税の収入見込額に当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の総額に対する当該都道府県の当該年度の前々年度の法人事業税の決算額の割合を乗じて得た額との合算額」とあるのは「乗じて得た額」とする。

（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部改正）

第五条 地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附 則 (地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置) 第四条 平成三十二年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十一年法律第二十五号)に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則(以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。	附 則 (地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則の廃止に伴う経過措置) 第四条 平成三十三年二月までの譲与時期に係る改正法附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十一年法律第二十五号)に規定する地方法人特別譲与税については、第二条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行規則(以下この条において「廃止前暫定措置法施行規則」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、廃止前暫定措置法施行規則第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法」とする。